

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

答 弁 書

令和3年2月22日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町5丁目72

横浜通産ビル204号室

青木浩文法律事務所(送達場所)

電話 045-225-8770

FAX 045-225-8771

被告訴訟代理人弁護士 青木浩文



〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1八重洲ダイビル5階

真和総合法律事務所

電話 03-3517-6847

FAX 03-3517-6776

被告訴訟代理人弁護士 和泉宏陽



代

第1 「請求の趣旨」に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 「請求の原因」に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1 原告ら」について

括弧書きの部分を除き、認める。

括弧書きは、原告らによる訴状の表記方法についての記載であるため認否の限りでない。

(2) 「2 被告」について

認める。

2 「第2 聖マリアンナ医科大学における医学部医学科の一般入学試験」について

(1) 「1」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

認める。

なお、「入学試験要綱」との記載があるが、正確な表記は「入学試験要項」である（以下、訴状中の「入学試験要綱」との記載は、いずれも「入学試験要項」の誤記である。）。

ウ 「(3)」について

(ア) 第1文について

概ね認める。

ただし、被告が設置・運営する聖マリアンナ医科大学医学部医学科（以下「被告大学」という。）の入学試験要項の記載を正確に引用するならば、「小論文試験」は「小論文」の誤記である。

また、「出身高等学校」との記載も、同様に「出身学校長」の誤記である。

(イ) 第2文について

認める。

エ 「(4)」について

認める。

オ 「(5)」について

認める。

(2) 「2」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

「平成27年度と同様とされていた」との記載の趣旨が不明瞭であるが、当該記載が、平成28年度の第1次試験の実施態様が、訴状・第2、1、(2)の記載と同様である、との趣旨であれば、認める。

ウ 「(3)」について

(7) 第1文について

概ね認める。

ただし、被告大学の入学試験要項の記載を正確に引用するならば、「小論文試験」は「小論文」の誤記である。

(イ) 第2文について

認める。

エ 「(4)」について

認める。

オ 「(5)」について

認める。

(3) 「3」について

いずれも認める。

(4) 「4」について

いずれも認める。

3 「第3 被告の行った属性調整」について

柱書については、否認ないし争う。

被告が、性別を理由とする「一律の」差別的取扱いを継続的に行ってきた、との事実はない。

(1) 「1 平成27年度から平成30年度の入学試験結果の分析」について

ア 第1段落（「被告は、入学試験要綱において」で始まる段落）について
認める。

イ 第2段落（「平成31年3月29日」で始まる段落）について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容と同趣旨の記載がある、との
限度で認め、主張は争う。

ウ 「(1) 平成27年度入試（甲2p43,44）」について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主
張は争う。

エ 「(2) 平成28年度入試（甲2p44,45）」について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主
張は争う。

オ 「(3) 平成29年度入試（甲2p45乃至47）」について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主
張は争う。

カ 「(4) 平成30年度入試(甲2p47,48)」について

調査報告書(甲2)に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

キ 「(5) 小括」について

(ア) 第1段落について

調査報告書(甲2)に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(イ) 第2段落について

争う。

なお、かかる主張は、第三者委員会調査報告書(甲2)の記載に基づくものと推察されるが、同報告書には「被告が志願票及び調査票について、各受験者について1つ1つ個別に精査していたとすれば」との記載はない。調査報告書(甲2・49頁・11行目ないし12行目)の正確な記載は「この点、仮にA元入試委員長ら4名が、志願票・調査票の内容を1つ1つ個別に精査して採点していたのであれば、」である。

(2) 「2 入試管理システム画面の分析」について

ア 第1段落について

調査報告書(甲2)に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

イ 第2段落について

調査報告書(甲2)に原告の指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

ウ 第3段落について

調査報告書(甲2)の記載に基づく主張としては記述が不正確であるため、否認する。

調査報告書(甲2)に「393名分の受験番号、志願票及び調査書等の

点数等と思われる数字が記載された表」が「本件画面に含まれる」との趣旨の記載は存しない。

(3) 「3 模擬採点結果と実点数等との差異」について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容と同趣旨の記載があることは認め、主張は争う。

(4) 「4 その他一律の差別的取扱の存在を窺わせる事情」について

調査報告書（甲2）に原告の指摘する内容と同趣旨の記載があることは認め、主張は争う。

(5) 「5 まとめ」について

いずれも争う。

4 「第4 被告の不法行為」について

(1) 「1」について

ア 第1段落について

全体として否認ないし争う。

被告が、「違法な属性調整」を「秘し」て入試を実施する、「公正・公平な入学試験を行っているかのように装って」「受験生を欺罔」する、などといった、故意の不法行為を行った事実はない。

調査報告書（甲2）においても、被告が欺罔行為や故意の不法行為を行ったなどの認定は一切なされていない。詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

イ 第2段落について

一般論として、「性別」が「受験生個人の努力や医師によってはコントロールが不可能」な事柄であることは認め、その余は争う。

(2) 「2」について

原告らの指摘する法令や条文が存在することは認め、主張は争う。

(3) 「3」について

ア 第1段落について

争う。

イ 第2段落について

(ア) 第1文について

認める。

(イ) 第2文について

被告大学のアドミッション・ポリシーの記載の引用として、概ね認める。

(ウ) 第3文について

被告大学のアドミッション・ポリシーに、特定の性別の学生を求める旨の記載がないことは認める。

ウ 第3段落について

(ア) 第1文について

被告大学の入学試験要項の内容の説明として、概ね認める。

(イ) 第2文について

被告大学の入学試験要項に、出願書類が総合評価の対象となる旨の記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、原告らが主張するような、「受験生はおよそ想定していない」などといった一般論は必ずしも成り立たない。

(4) 「4」について

否認ないし争う。

特に、被告が「性別を理由とする一律的不利益取扱いによる著しく不公正・不公平な入学者選抜を行うことを、組織として、予め決定していた」との主張については、そのような事実は一切なく、強く否認する。

下記「第3 被告の主張」でも述べるが、調査報告書（甲2）にも「A元入試委員長ら4名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の

差別的取扱いの認識があったと認められなかった」（甲2・53頁・7行目ないし8行目）、「理事長、学長、学部長らについても、上記の差別的取扱いに認識があったとは認められなかった」（11行目ないし12行目）とあるように、被告による組織としての関与は第三者委員会によっても明確に否定されている。

(5) 「5」について

ア 第1文について

否認ないし争う。

上述のとおり、被告による組織としての関与は第三者委員会の調査報告書（甲2）でも明確に否定されており、法人としての被告に「故意不法行為」が成立することはない。

イ 第2文について

争う。

ウ 第3文について

被告が令和元年度まで私学助成金を全額受け取っていることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、「後述第5の（1）ク乃至シ」との記載が、訴状中のいずれの箇所を指し示すのか、不明である。

エ 第4文について

否認ないし争う。

被告は、受験生及びその関係者に対する謝罪を行っている（甲6、乙1）。

5 「第5 被告の不法行為による損害」について

(1) 「1 全ての原告に共通する損害 受験慰謝料」について

ア 「(1)」について

知らないし否認する。

被告が、一律に女子受験生を不利益に取り扱ったことはない。

なお、原告の主張する「受験慰謝料」なるものについては、その内容が不明瞭であるため、後述「第4」のとおり、求釈明をする。

イ 「(2)」について

不知。

ウ 「(3)」について

不知。

エ 「(4)」について

否認ないし争う。

被告が、組織的に著しく不公正、不公平な選抜を行っていた事実はない。既述のとおり、被告による組織としての関与は、第三者委員会の調査報告書（甲2）でも明確に否定されている。

オ 「(5)」について

被告大学の入学試験要項に、原告らの指摘する記載があることは認め、主張は争う。

カ 「(6)」について

(7) 第1文について

一般論として、「性別」が受験生個人の努力や意思によってコントロールすることが不可能な事柄であることは認め、被告が組織的に性差別を行ってきたことは否認し、その余は不知。

(1) 第2文について

不知。

キ 「(7)」について

争う。

ク 「(8)」について

甲3・19頁及び甲4・2頁に、概ね原告らの指摘する内容の記載がある、との限度で認め、その余は否認ないし争う。

ケ 「(9)」について

認める。

コ 「(10)」について

(ア) 第1文について

調査報告書(甲2)に、原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(イ) 第2文について

甲6に原告らの指摘する内容の記載があることは認め、その余の評価は争う。

サ 「(11)」について

(ア) 第1段落について

a 第1文について

被告が、文科省の最終まとめにおいて、不適切である可能性の高い事案との指摘を受けたこと、及び平成30年度の私学助成金として約22億円を受領したことは認め、その余は争う。

b 第2文について

被告が、令和元年度の私学助成金として約21億円を受領したことは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

知らないし争う。

シ 「(12)」について

(ア) 第1文について

原告1及び2が、代理人弁護士らを通じて、被告に対し、2020年6月16日付通知書(甲10)を送付したことは認め、その余は否認す

る。

原告3及び4が上記通知書を発送した事実はない。

(イ) 第2文について

被告が第2次試験の順位及び点数を回答していないこと、及び合否の再判定を行っていないことは認める。

なお、被告は、個人情報保護の観点より、入学者以外の志願票及び調査書については、合否判定後、速やかに廃棄処理を行っている（甲2・42頁・8行目ないし11行目）。被告が「合否の再判定」を実施しないのは、意図的なものではなく、当該廃棄処理により、その実施がそもそも不可能な状態となっているためである。

(ウ) 第3文について

知らないし争う。

ス 「(13)」について

否認ないし争う。

原告らは、被告大学の入学試験を受験したことによって他大学の受験機会を喪失したと主張するが、具体的にどの大学の受験機会を喪失したと主張するのか、不明である。そこで、被告は後述「第4」のとおり、求釈明をする。

セ 「(14)」について

いずれも争う。

(2) 「2 入学検定料、交通費及び宿泊費相当額」について

いずれも争う。

なお、被告は、既に平成27年度ないし平成30年度の全ての出願者（但し、第2次試験合格者及び辞退者を除く。）に対し、入学検定料を含めた実費について返還する措置をとっている（乙1）。

(3) 「3 弁護士費用」について

いずれも争う。

6 「第6 まとめ」について

争う。

7 「第7 求釈明」について

平成27年度入試から平成30年度入試の一次試験及び二次試験の実施日及び検定料の支払期限は、以下のとおりである。

(1) 平成27年度入試について

第1次試験の実施日は、平成27年1月27日、第2次試験の実施日は、同年2月7日及び同月8日(受験生はいずれかの日を選択する。以下同様。)、検定料の支払期限(出願期間の末日とする。以下同様。)は、同年1月16日である。

(2) 平成28年度入試について

第1次試験の実施日は、平成28年1月26日、第2次試験の実施日は、同年2月6日及び同月7日、検定料の支払期限は、同年1月13日である。

(3) 平成29年度入試について

第1次試験の実施日は、平成29年1月31日、第2次試験の実施日は、同年2月11日及び同月12日、検定料の支払期限は、同年1月18日である。

(4) 平成30年度入試について

第1次試験の実施日は、平成30年1月30日、第2次試験の実施日は、同年2月10日及び同月11日、検定料の支払期限は、同年1月17日である。

第3 被告の主張

1 被告に「故意」による不法行為(民法709条)が成立しないこと

(1) 原告らは、訴状において「被告は、遅くとも、平成27年度の一般入学試

験の募集を始めたときから、性別によって受験生を差別する違法な属性調整を前提として一般入学試験を実施することを予定していたにも関わらずこれを秘し、あたかも性別による属性調整のない公正・公平な入学試験を行っているかのように装って受験生を募り、公正・公平な入学試験が行われるものと信じた受験生を欺罔して試験の申込みをさせ受験させた。」とし、被告による「故意不法行為」が成立する旨の主張を行っている（訴状・10頁ないし11頁、同・13頁）。

しかし、被告に上記のような「故意」は認められず、原告らの主張する被告の不法行為責任（民法709条）には理由がない。

- (2) 学校法人の第三者に対する損害賠償責任について規定する私立学校法第29条、並びに同条により準用され、読み替えられている一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条によれば、「学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」とされている。当該規定によれば、学校法人の第三者に対する不法行為に基づく損害賠償責任の成否は、あくまで当該法人の代表者の行為が一般不法行為の成立要件を充足するか否かにより判断されることとなる。

したがって、学校法人たる被告に、第三者である原告らに対する故意不法行為に基づく損害賠償責任が認められるためには、法人代表者である被告理事長に「故意」、すなわち、結果発生を認識しつつ、敢えて行為に出る心理状態が認められることが要求される。

- (3) 本件につきこれをみると、原告らが被告の不法行為責任の根拠として、その記載を多数引用している第三者委員会作成の調査報告書（甲2）にも、「A元入試委員長ら4名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の差別的取扱いの認識があったと認められなかった」（甲2・53頁・7行目ないし8行目）、「理事長、学長、学部長らについても、上記の差別的取扱いに認識があったとは認められなかった」（甲2・53頁・11行目ない

し12行目)と明記されており、第三者委員会によっても被告による組織としての関与や、理事長を始めとする理事者らの「差別的取扱い」に対する認識の存在については明確に否定されている。かかる調査報告書の記載からも、法人代表者である被告理事長に「違法な属性調整」についての認識など一切なかったことは明らかである。

したがって、法人としての被告に「属性調整」についての「故意」はなく、ましてや、被告が「属性調整のない公正・公平な入学試験を行っているかのように装って受験生を募り、公正・公平な入学試験が行われるものと信じた受験生を欺罔して試験の申込みをさせ受験させた。」などの事実も存しない。

(4) したがって、被告に「故意不法行為」が成立する余地はない。

2 原告の主張する各損害について

(1) 「受験慰謝料」について

原告らは、「全ての原告に共通する損害」として、「受験慰謝料」を損害として主張する(訴状・13頁以下)。この「受験慰謝料」なるものは、原告が独自に創出した概念であると思われるが、訴状・13頁以下の記載を見ても、その具体的内容については明らかとされていない。

当該「受験慰謝料」なるものの具体的内容が明らかでない限り、原告としては、その損害評価の妥当性や、相当因果関係について適切な反論を加えることができない。そこで被告は、下記「第4」のとおり、求釈明をする。

(2) 「入学検定料相当額」について

本準備書面・第1、5、(2)でも述べたとおり、被告は、既に平成27年度ないし平成30年度の全ての出願者(第2次試験合格者及び辞退者を除く。)に対し、入学検定料を返還する措置をとっている(乙1)。

現時点において、原告らも所定の手続きに従い、被告より入学検定料相当額の返還を任意に受けられる状態にある。

(3) 「交通費及び宿泊費相当額」について

いずれも否認する。

原告らが被告大学を受験するのに要した交通費及び宿泊費相当額を、原告らに生じた損害と評価しうるか否か、原告らの主張からは明瞭でない。

第4 求釈明事項

- 1 原告らは、被告のいかなる行為によって、原告らのいかなる利益が侵害されたことにより、「受験慰謝料」が発生すると主張するのか、明らかにされたい。
- 2 原告らは、「受験慰謝料」を基礎付ける一事情として、原告らが「他大学を受験する機会を喪失させられた」との事情を挙げているが（訴状・17頁）、具体的にいずれの大学の受験機会を喪失したと主張するのか、明らかにされたい。

以上